

主論文要旨

題目「日本古代女官制度の研究」

岡島 陽子

本論は、日本古代における女官制度の変遷とその意義を明らかにすることを目的とするものである。

まず序章で、女官制度について律令女官制度、後宮十二司から女房一女官構成への変質、男女共労働研究、妻后・母后と九世紀の後宮という観点から研究史整理を行った。その結果、これまでの研究では、以下の二点に大きな課題を有していることを指摘した。一つは、律令に規定された後宮十二司から平安時代の女房一女官構成への変革期の研究を決定づけた角田文衛氏の研究は、史料的な考証に乏しく、無批判に利用することはできないこと、もう一つは古代における男女の共同労働を取り扱う際、十二司の女官から役丁として徴発されている女丁まで女性奉仕者の階層性を問題にせず解釈が行われてきた点である。以上の問題意識をもとに、本論では後宮十二司制度から女房一女官体制への再編成の解明を主課題として、日本古代の女官制度について一・二章では女房の立場から、三章とその付章では、後宮十二司の立場から、四章では律令以前から女房一女官体制の成立以降も、後宮女官の構成員として重要な位置を占める采女の立場から論証を行った。

第一章「女房の成立」では、女官制度の再編成を、従来の後宮十二司の解体と内侍司による再編という視点ではなく、新たに成立する「女房」の立場から分析を行った。

まず「寛平御遺誡」から、宇多天皇が提案する女官の支配体制の全容を分析した。その結果、後宮の雑事を執り行う令外の女官組織を管轄する者として御遺誡で宇多天皇が提案したのは、内侍所ではなく醍醐朝で蔵人頭となる定国の近親の女性であり、女房と称される女蔵人や更衣も先代以前のキサキが管掌していたことが判明した。本来キサキである更衣が女官として扱われるようになる理由には、光孝朝天皇即位時の後宮の事情が想定された。清和天皇が母藤原明子と内裏内での同居を開始すると、後宮における母後の支配力が高まった。続く陽成天皇母后藤原高子時代と合わせて、後宮十二司の要職は両母后付きの女官が占めていた。次の光孝天皇は清和一陽成と皇統を異にしており、前皇統につらなる女官が後宮十二司を支配していた状況は不便であり、十二司外の私的女官集団を必要としていた。その結果、女官経験者でもあった光孝天皇のキサキである更衣を女官として用いたものと考えた。

本来女官は天皇に近侍することを職掌とすることから、殿上での奉仕が前提であった。しかし平安時代には清涼殿上での奉仕は一部の女官に限定されており、昇殿の別が生じていたことが分かった。女官における殿上奉仕の限定化＝昇殿制の成立は宇多朝に求めることができ、それは男性官人の昇殿制の成立時期と期を同じくしている。殿上での後宮十二司の奉仕を補完する形で設置された女蔵人は、光孝朝に女官化した更衣とともに、宇多朝の女官昇殿制の成立により「女房」と呼称されるようになった。昇殿制による殿上奉仕を可能とする女官の限定化は、従来の後宮十二司外の枠組みに基づいて成立したために、結果として近

侍女官集団としての十二司の必要性の低下を招いた。この解体の過程で、内侍司は女房の中に組み込まれ、殿上奉仕の有無を異にする女房一女官という制度が成立した。

従来の研究では女房の成立は正面から論じられることはなかった。しかし本章の検討により、内侍司を含む後宮十二司の外に昇殿を許された女房という枠組みが先に成立し、内侍司を吸収する形で女房としての体制は完成するに至ったと考えなくてはならないことが明らかとなった。

つづく第二章「女房における命婦身分」では、女房の「典侍（乳母）一掌侍一命婦一女蔵人」という構成のうち、「命婦」の成立を明らかにした。「命婦」が女房の構成の中に確認されるのは、延喜十八年（九一八）の史料が初出である。一方、後宮十二司のうち内侍司以外の職事任官が最後に確認できる天慶元年（九三八）での任官者を検討すると、典蔵に任官された橘光子と典書に任官された壹志篤子は、任官以前の史料で「命婦」「女史命婦」という呼称を付されて奉仕していた。また典酒に任官された路清子も、任官以後に「理髮命婦」という史料が確認できた。もちろん「命婦」は五位の女官を指す律令用語であるが、この時点ではすでに女房身分としての「命婦」称号が確立していることから、橘光子らは女房の「命婦」だったと判断した。

そこで、十二司職事の職務への従事状況を確認すると、延喜年間ごろから職事の従事はみえなくなり、女孺のみが奉仕している状況が明らかとなった。この現象は女房における命婦身分の成立と時期を同じくしている。

以上より、本章では、女房における「命婦」身分は延喜年間に内侍司を中心とした十二司の職事らから補され、命婦となった職事は十二司の職務に従事しなくなることから、職事身分が命婦にとっての称号化していくと結論づけた。

二章での十二司の職事任官と官司としての存続を分けて考える必要があるという結論を受けて、第三章「後宮十二司の解体 蔵司・書司を中心に」では、十二司の「解体」を職事の在不在ではなく、十二司の職務の停止と定義した。そのため、女性官司の職掌の実態の解明が必要となる。しかし、先行研究では内裏空間への男性官人の進出と蔵人所による内廷官司掌握によって、内裏内空間での奉仕を特質とした後宮十二司は宇多朝から村上朝の間に解体され、女官組織は内侍司を中心に再編されるとされているものの、男性官司と女性官司の職務関係の実態と解体につながる要因については解明されてこなかった。

そこで本章では、神璽・天皇御服など物品管理を行う蔵司と経典や楽器などの管理を行う書司という保管型官司を取り上げて職掌とその変遷の分析を行った。すると蔵司は、後宮職員令に管理が規定された物品の多くは、内裏内での利用・保管のために内蔵寮から分け取められたものである可能性が明らかとなった。書司は、同じく経典や紙・墨・筆などは図書寮が管理していた物品と一致しているが、楽器など書司が管理を専業する職務も存在した。

以上の分析のうち、二司とも男性官司が管理する物品を分収・保管するとされた職掌については、その内容が判然とせず、従事の実態が確認できないことから、早い段階で職務停止があったと考えた。一方、書司の楽器管理については、『延喜式』中務省式から書司に行幸

用の琴を包む袋の料が支給されるなど、実態が確認でき、『醍醐天皇御記』『政事要略』などの十世紀以降の史料でも書司の女官が継続して楽器の管理にあたったことが判明する。楽器の管理は図書寮をはじめ男性官司の職掌にはないものだったため、分収を伴わなかったことになる。こうした職務は継続して行われたものと判断した。

蔵司の職務の停止と後継を検討すると、内侍・糸所といった女官への吸収が確認されるとともに、内蔵寮からの移管物品を管理していた可能性が高いという特徴から、内裏内保管官司としての職掌は蔵人所への代替も想定される。また書司については、図書寮との職務の連関から、先行研究では後宮十二司が再編された十世紀以降は、図書寮に所属するという見解も存在する。しかし図書寮との職務上の連関が確認できるのは十世紀までで、支配関係は見られず、十世紀以降は蔵人所の指揮に組み込まれたことが判明した。

三章では蔵司の職掌の実態を明らかにする過程で、後宮職員令蔵司条集解穴記「或臨時与男官相共供奉耳。自余諸司、皆放此耳」の記述が示す、女性官司と男性官司の共労関係の実態を検討した。付章「或臨時与男官相共供奉」の実態は、さらに分析の対象を広めて男女官における共労の在り方の解明を試みるものである。

まず薬司・水司・膳司と男性官司が、日中行事や儀式次第の中でどのような職務関係にあるかを確認した。すると薬司の供御薬儀、水司と膳司の日常の食膳奉仕では、内廷官司である男性官司が殿庭から階下まで物品を供奉すると、女性官司が取り次ぎ、殿上での奉仕は女性官司と女房による奉仕となっていたことが分かった。また、これまで女性官司は、類似職掌を持つ男性内廷官司と職務上対応関係にあると論じられており、膳司は内膳司との職務関係ばかり注目されてきた。しかし、実際の膳司が食膳を受け取る男性官司は内膳司のみではなく、大炊寮・主水司・造酒司・進物所と天皇の飲食調理に携わる官司全般にわたっており、男女官司を単純な一対一対応で考えることはできないことが判明した。

男性官司との殿上と階下での職務分担は、天皇への取次を職務としない殿司でも同様に、主殿寮＝殿庭、殿司＝殿上の清掃という分担が確立していた。殿上内の敷設を担当した掃司の場合は、同様に敷設を担う掃部寮と殿上・殿庭の区別はないものの、より天皇に近い周辺を掃司が行っており、決して男女官が同じ「場」を担当することはなかった。

本章では検討した、女性官司と男性官司との間で、殿上と階下という奉仕の「場」による職務分担が行われていた官司については、縮小・再編を行いつつも、後宮十二司体制が再編成される十世紀以降も継続したことが確認された。一方で、内裏外の男性官司に出向して醸酒にあたった酒司については、職務の継続が確認できず「解体」された。裁縫に従事した縫司についても、同様の職掌を担った内廷官司である縫殿寮の女孺の中に吸収された。

以上により後宮十二司の再編は、殿上での奉仕については女官が職掌を保持することを前提に縮小しつつも保持され、内裏外での奉仕や物品の保管・管理のうち内廷官司に対し従たるものは廃止するという原則のもとに行われたことが指摘できた。

第四章「采女の変質―資養制度の側面から」では、郡司の子女として貢進され、後宮十二司の女官の供給源であった采女制度の変化を明らかにすることを目的とし、采女の資養に関

わる給糧と養田に関する史料を丹念に検討した。采女は、令制では歳役の代納物である庸によって大糧が民部省から支給されていた。庸を財源とした大糧の支給は、仕丁・衛士など地方から賦役される役丁に行われており、采女の従者についても采女と同様に大糧の支給を受けていた。ところが延喜式下では、月料として諸国春米が大炊領から支給されていた。これは、諸官人の常食支給に該当し、采女以外の女官も同じ方式で支給を受けていた。一方『延喜式』采女司式では、采女の従丁は糧米に由来する諸国租春米からの黒米を民部省から支給されていた。以上より令制から延喜式制下の間で、給糧面で采女の待遇に変化があったことが判明した。次に采女田の分析を行った。采女の養田の成立は、天武朝以前からの采女を貢進氏族によって在地で資養物を負担していた肩巾田であった。肩巾田に由来する采女田は、大宝令古記などの記述から郡司職分田と同じく輸租田であり、郡司の私領的性格が強かった。しかし、延喜式制では不輸租田に改められており、国家による強い支配を受ける公領的性格に転換していた。

給糧と養田の性質の変化は、地方から貢進されて、朝廷に出仕するという采女が持っていた賦役的性格が延喜式までに喪失し、中央官人としての性質が全面に出てきたことを意味している。この変化の時期は、『延喜式』大炊寮式が月料支給を受ける采女の人数を、寛平七年（八九五）に国を単位とした貢進人数として定額化し、延喜式に採用された四十七人という人数ではなく、采女制度が一時廃止され貢進が再開された大同年間から弘仁年間ごろの四十二人と算出していることから、この九世紀初頭の制度変化の時期が契機となることを指摘した。月料制度は大同四年（八〇九）に大幅な刷新が図られた。この時采女の貢進は停止しており、采女身分を残された四十二人も当代限りであったことから、他の女官と同様に月料支給対象へと切り替わったものと想定した。一方采女田の性格変化の要因は、延暦十七年（七九八）における郡司譜第主義の停止によって、采女の貢進が郡領氏族から切り離され、貢進された采女と采女田を経営する郡領氏族との結びつきが薄れた結果、采女田は郡司の私田ではなく采女を貢納主とする公田化した。

弘仁年間に采女の貢進は再開されるが、月料の支給方法に変更が加えられなかったのは、この段階で采女の賦役的性格が完全に喪失し、官人化が完了したためだろう。

最後に終章で、本論各章の要旨のまとめを行い、各章で得た成果をもとに時系列に沿って、令制の後宮十二司制度から平安時代以降の女房一女官体制の再編について論じた。八世紀の男性官人・公卿の内裏伺候と九世紀の蔵人所による天皇家産機関の掌握により、蔵司・書司の男性官司からの分収によって物品を確保した内裏内での保管・管理の職掌が喪失した。内裏外に出向した女官もこのころから、停廃するものと思われる。しかし内裏内の殿上については女官の奉仕の場として維持された。九世紀に母后による支配を受けた後宮を継承した光孝天皇は、自身の私的女官集団の形成を意図して更衣の女官化を図り、続く宇多朝で天皇への近侍の特権（女官の昇殿制）を持つ女官集団である女房が成立した。結果十二司女官が天皇への直接奉仕から排除され、官司として規模を縮小・再編化が進んだ。さらに醍醐朝で十二司職事が女房身分の命婦に組み込まれると、職事は称号化して実質を失い、村上朝を

最後として任官すら実施されなくなった。こうして後宮十二司は実質的にも、名分的にも制度の解体・再編が完了したと結論づけた。

このように後宮十二司は内裏内への男性官司の進出と天皇近侍の特権を持つ女房の成立という二度の契機をもって、徐々に解体が進んでいったことが明らかになった。

最後に、本論が天皇に近侍する女官・女房の研究に終始しており、今後は今回の検討を踏まえて、摂関期以降重要になるキサキ宮の女房や貴族社会の潮流の中で起こる女房の階層化などの問題を残していることを述べ、今後の課題とした。